# 木城町景観計画区域内行為確認事項

## （１）建築物・工作物（椎木、高城）

| 項目 | 景観形成基準の内容 |
| --- | --- |
| 景観形成重点地区  （椎木、高城） |
| 高さ | □市街地や集落から眺望できる山の稜線を阻害しないよう配慮する。  □周辺の建築物等に対して突出せず違和感のない高さとなるよう努める。 |
| 配置 | □山の稜線や小丸川への眺望を阻害しない配置となるよう配慮する。  □歴史文化的施設に対する視認性を阻害しない配置となるよう配慮する。 |
| 形態  意匠 | □周辺の建築物や自然景観（山、川、空）との調和に配慮した落ち着きのある形態・意匠となるよう努める。  □大規模な建築物・工作物の外壁は、圧迫感を与えない形態・意匠となるよう努める。  □歴史文化的施設周辺については、それらの施設と調和する形態・意匠となるよう努める。 |
| 材質 | □自然景観や周辺の建築物等との調和に配慮し、できる限り環境に配慮した材料を使用するよう努める。  □経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択するよう努める。 |
| 色彩 | □自然景観や周辺の建築物の色彩と調和するよう配慮する。 |
| 照明 | □周辺の生活環境や自然景観との調和に配慮した照明とするよう努める。 |
| 植栽 | □敷地内での植栽や緑化に努める。 |
| 屋外  設置物 | □屋外に設置する設備（室外機等）は、外部から目立たないよう落ち着いた色にしたり目隠しをしたりすることに努める。 |
| 駐車場 | □駐車場や駐輪場の設置に当たっては、美化・緑化に努める。 |
| 塀 | □沿道部では、できる限り植栽や環境に配慮した素材のものとするよう努める。 |

※　内容をご確認のうえ、□にチェックしてください。